

○ 博士學位論文の審査基準・評価方法

大学院薬学研究科における博士論文審査基準・評価方法は以下のとおりである。

[審査基準]

- 1) 問題意識、研究目的および研究テーマが明確である。
- 2) 研究テーマに関連する国内・国外の先行研究のレビューが適切に行われている。
- 3) 研究目的、研究テーマに沿って妥当な研究方法が採用されている。
- 4) 適切かつ十分なデータが収集されている。
- 5) 研究方法で示されている分析が適切になされ、結果として提示されている。
- 6) 結果に基づき、必要かつ十分な文献を引用し、適切な考察がなされている。
- 7) 論文は、首尾一貫した論理構成になっている。
- 8) 論文の記述が十分かつ適切であり、規定の様式に沿っている。
- 9) 論文の内容は独創性を有し、当該研究分野の発展に寄与するものである。
- 10) 研究の実施、結果の公開において倫理的な配慮がなされている。

[評価・採点方法]

- 1) 評価基準を基に以下の4段階で評価する。
 - A：優れた論文である。(Excellent)
 - B：おおむね良好な論文である。(Good)
 - C：博士論文として認定しうる。(Fair)
 - D：博士論文としての水準に達していない。(Poor)
- 2) 主査（1名）、副査（3名）が別々に評価を行い、審査委員会にて審議する。
- 3) 主査は審査委員会の審議を踏まえて「学位論文審査並びに最終試験結果報告書」を作成する。

○ 早期修了要件

薬学研究科博士課程において、研究科委員会において下記の要件に基づき「特に優れた研究業績」をあげたと認められたものは、3年以上の在籍により、学位論文を提出することが出来る。

[要件]

1. 大学院薬学研究科学位規程施行細則第4条について、学位論文の基礎となる報文を2報以上有し、うち2報は次の要件をすべて満たしていること。
 - (1) 査読のある国際的な学術雑誌に印刷公表されたもの又は掲載許可の証明があること。
 - (2) 英語の報文で、かつ第1著者であること。
2. 所定の授業科目について大学院学則に定める単位数以上を修得していること。
3. 中間発表(報告)会を終了していること。

なお、上記「1.」については下記「大学院薬学研究科学位申請に関する申し合わせ」が適用される。

大学院学則 (抜粋)

(履修方法)

第8条

2 薬学研究科博士課程においては、研究科に4年以上在学し、30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、薬学研究科の行う博士学位論文の審査及び試験を受けるものとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績をあげたと評議会が認めた場合は、大学院博士課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

大学院薬学研究科学位規程施行細則 (抜粋)

第4条

2 学位論文の基礎となる報文は、査読のある学術雑誌に印刷公表されたもの又は掲載許可の証明がある原報とする。これらの報文は1報以上とし、次の要件を満たすことを原則とする。

- (1) 1報以上は第1著者であること。
- (2) (1)の1報以上は英語の報文であること。

○ 博士学位論文の取扱い（学位認定後）

[「博士論文の内容の要旨」及び「論文審査の結果の要旨」の公表]

大学は、博士の学位を授与した際、授与した日から3か月以内に、「博士論文の内容の要旨」及び「論文審査の結果の要旨」をインターネット(大学の機関リポジトリ)の利用により公表する。

[「博士論文（全文）」の公表]

博士の学位を授与された者は、授与された日から1年以内に、「博士論文（全文）」を大学の協力を得て、インターネット（大学の機関リポジトリ）の利用により公表しなければならない。（学位授与の以前に公表されている場合は、この限りではない。）

ただし、やむを得ない事由があり、論文全文を公表できない場合は、大学の承認を受け、論文全文に代えて内容を要約したものを公表することができる。この場合、大学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。なお、やむを得ない事由が消失した場合は、論文全文を大学の協力を得て、インターネット（大学の機関リポジトリ）の利用により公表しなければならない。

[「博士論文（全文）」の公表に係る提出物等]

- (1) 博士論文の学術リポジトリ登録許諾書
- (2) 学位論文全文（テキスト入りPDFに変換したものをCD-R又はUSBフラッシュメモリにて提出）
- (3) 学位論文要旨（テキスト入りPDFに変換したものをCD-R又はUSBフラッシュメモリにて提出）

[提出期限] 学位を授与された月の末日

[提出場所] 薬学課

※ [Ⅲ] 博士学位論文の取り扱いについて（学術リポジトリ）を参照のこと

○ 研究倫理の遵守

研究活動における不正行為は、研究活動とその成果発表の本質に反するものであり、科学そのものに対する背信行為である。各自、十分に留意し、研究活動をおこなうこと。

また、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」をはじめとした研究倫理指針についても十分に理解し、適切な研究活動をおこなうこと。

[参 考]

- ・研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン
文部科学省「http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm」
- ・研究に関する指針について
厚生労働省
「<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyou/i-kenkyu/>」
- ・北海道医療大学研究倫理指針
- ・北海道医療大学研究倫理規程
- ・北海道医療大学薬学部・薬学研究科倫理審査委員会内規

○ 授業評価アンケートの実施

授業内容の改善を目的に、講義・演習科目を対象に、毎年度末に授業評価アンケートを実施する。原則として、全員回答すること。

[対象科目] 当該年度に開講された全ての講義・演習科目

[実施時期] 毎年度末

[実施方法] メールによるアンケート用紙の送付、回収
(※回答者名は、公開しない)

[結 果] 集計結果の公表（学内）、自由記述部分については担当教員へフィードバック

○ 長期履修制度

次のいずれかに該当する者で、標準修業年限内での修学が困難な事情にある場合は、長期履修を申し出ることができる。

- ・職業を有し、就業している者
- ・家事、育児、介護等に従事している者
- ・その他相当の事由があると認められる者

指導教員と相談のうえ、薬学課まで連絡すること。

(参照) 規程「北海道医療大学大学院長期履修規程」

○ リサーチ・アシスタント (RA)

指導教員の申請に基づき、下記にしたがってリサーチ・アシスタント (RA) を採用する。ただし、採用されない場合もある。

[対象者] 薬学研究科博士課程の在学生 (休学者は対象外) とする。

[採用期間] 5月1日～翌年2月末までの期間内の採用とする。

- ※申請期間は、毎年度4月とし、申請は指導教員が行う。
- ※入学より4年を経過する者は申請することができない。ただし、休学期間は経過期間に算入しない。
- ※9月学位授与となる者は、8月末までの採用期間とする。

[業務内容] 指導教員の管理・監督のもと、本学で行う下記のプロジェクト研究等の補助的業務に従事する。

- ・国または地方公共団体等から補助を受けて行う研究
- ・学内または民間から補助を受けて行う研究
- ・その他、研究科委員会が認めた研究

[勤務時間] 以下のとおり定める。

- ・1日の勤務時間は、8時間以内とする。
- ・1週間の合計勤務時間数は、24時間以内とし、1か月間の合計勤務時間数は60時間を超えることはできない。

[手当] 以下のとおりとする。

- ・1時間当たり1,200円 (時間給) とし、各月ごとに支給する。
- ・年間の支給上限額は、別途定める。

○ 留学時の在学期間及び単位認定の取り扱い

海外または国内の研究機関等に留学する場合は、在学期間に含めることとする。

履修する講義・演習科目の単位認定に関しては、全授業回数のうち7割以上の受講実績があり、かつ全授業回数の4割以上が対面授業または双方向の遠隔講義システムの利用によって受講していることを原則とする。

※15回の講義・演習科目；11回以上の受講、6回以上の対面・遠隔受講が必要